

どんな人	申請先	制度名	条件など
⑲年金が少ない人	年金事務所 (1～2か月程度)	年金生活者支援給付金	最大で月額5030円 住民税非課税世帯の年金受給者で年金を含めた収入の合計額が87万9300円以下（遺族、障害年金の場合は基準が異なる）
⑳手術などで1か月の医療費が高額になった人	加入している 健康保険 (3～4か月程度)	高額療養制度	自己負担上限額が月3万5400円に (70歳未満で住民税非課税世帯の場合) 同じ月の医療費の自己負担額が、定められた上限を超えた場合、超過分が払い戻される。所得や年齢により自己負担の上限が変わる
㉑医療費の支払いが難しい人	加入している 健康保険 (認定証発行まで1週間程度)	限度額適用認定	窓口での支払い上限が月3万5400円に （70歳未満で住民税非課税世帯の場合） 「健康保険限度額適用認定申請書」に記入して申請する。最長1年間有効
㉒入院した人	医療機関の窓口 (即適用となる)	入院生活療養費	入院時の食費が1食210円、居住費が1日370円に （住民税非課税世帯の場合） 65歳以上の被保険者が医療療養病床に入院するなどの条件を満たした場合、収入により負担額が変わる
㉓自宅で長期の療養をしている人	医療機関の窓口 (即適用となる)	訪問看護療養費	訪問看護・介護サービスの利用料の自己負担が2～3割に 負担額は年齢や加入保険により異なる
㉔コルセットなど治療用装具を作った人	加入している 健康保険 (約2か月)	療養費	治療用装具の基準額×70～80% 医師の指示にもとづき、療養のための義手・義足・義眼・コルセットなど治療用装具を装着した人。年齢と収入により割合が変わる
㉕年間の医療費がかさんだ人	税務署 (確定申告後、1～2か月程度で還付)	医療費控除	最大200万円が控除 1年間に世帯で支払った医療費が一定額を超えた場合、保険金などで補填される金額などを差し引いた額が課税所得から控除される
㉖ドラッグストアでの薬代がかさんだ人	税務署 (確定申告後、1～2か月程度で還付)	セルフメディケーション税制	最大8万8000円の控除 OTC医薬品の購入額が一定の額を超えた時に、超過分が課税所得から差し引かれる

0800-200-5757（無料通話・相談）
098-996-3402（支援員・公的機関）

相談窓口：子どもSWステーション